

愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

愛媛県県税賦課徴収条例（昭和25年8月31日条例第21号）の一部改正

本則に係る部分

新	旧																								
<p>（県民税の税率）</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人等の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）</td> <td style="text-align: center;">年額80万円</td> </tr> <tr> <td>イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額54万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額13万円</td> </tr> <tr> <td>エ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額5万円</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等</td> <td style="text-align: center;">年額2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～8 省略</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項</p>	法人等の区分	税率	ア 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）	年額80万円	イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円	ウ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円	エ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額5万円	オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等	年額2万円	<p>（県民税の税率）</p> <p>第13条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法人 次の表の左欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">法人等の区分</th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 資本等の金額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本等の金額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）</td> <td style="text-align: center;">年額80万円</td> </tr> <tr> <td>イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額54万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額13万円</td> </tr> <tr> <td>エ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人</td> <td style="text-align: center;">年額5万円</td> </tr> <tr> <td>オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等</td> <td style="text-align: center;">年額2万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～8 省略</p> <p>（事業税の納税義務者等）</p> <p>第18条 省略</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 法第72条の4第1項各号に掲げる法人、法第72条の5第1項</p>	法人等の区分	税率	ア 資本等の金額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本等の金額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）	年額80万円	イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円	ウ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円	エ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額5万円	オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等	年額2万円
法人等の区分	税率																								
ア 資本金等の額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）	年額80万円																								
イ 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円																								
ウ 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円																								
エ 資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額5万円																								
オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等	年額2万円																								
法人等の区分	税率																								
ア 資本等の金額（法第23条第1項第4号の5に規定する資本等の金額をいう。イからエまでにおいて同じ。）が50億円を超える法人（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの及び法第52条第2項第3号に掲げる公共法人等を除く。イからエまでにおいて同じ。）	年額80万円																								
イ 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人	年額54万円																								
ウ 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人	年額13万円																								
エ 資本等の金額が1,000万円を超え1億円以下である法人	年額5万円																								
オ アからエまでに掲げる法人以外の法人等	年額2万円																								

新	旧
<p>各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で<u>資本金の額若しくは出資金の額</u>が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 電気供給業、ガス供給業及び保険業 収入割額</p> <p>2・3 省略 （法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業 _____ を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略 ア 省略 イ 各事業年度の<u>資本金等の額</u>に100分の0.2を乗じて得た金額 ウ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 電気供給業、ガス供給業及び保険業 _____ に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で<u>資本金の額又は出資金の額</u>が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額と</p>	<p>各号に掲げる法人、法第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第19項に規定する投資法人及び資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社並びにこれらの法人以外の法人で<u>資本の金額若しくは出資金額</u>が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 電気供給業、ガス供給業、<u>生命保険業及び損害保険業</u> 収入割額</p> <p>2・3 省略 （法人の事業税の税率等）</p> <p>第18条の2 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業、<u>生命保険業及び損害保険業</u>を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 省略 ア 省略 イ 各事業年度の<u>資本等の金額</u>に100分の0.2を乗じて得た金額 ウ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 電気供給業、ガス供給業、<u>生命保険業及び損害保険業</u>に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。</p> <p>4 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で<u>資本の金額又は出資金額</u>が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額と</p>

新	旧
<p>する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 各事業年度の<u>資本金等の額</u>に100分の0.2を乗じて得た金額</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>898円</u>とする。</p> <p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第47条 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 道路運送車両法第7条_____の規定による登録の申請があつた自動車_____</p> <p>について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 省略</p> <p>(軽油引取税の特別徴収義務者の登録申請等)</p> <p>第72条 第60条の5第1項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を、第1号の場合には<u>事業開始の日</u>の5日前までに、第2号の場合には特別徴収義務者として指定された日の5日後までに、第3号の場合には軽油の納入の日の属する月の翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 事務所又は事業所の<u>事業</u>を開始しようとする場合</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 事務所又は事業所の<u>事業開始年月日</u></p> <p>オ 省略</p> <p>(2) 事務所又は事業所の<u>事業</u>を開始した後において特別徴収義務者</p>	<p>する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 各事業年度の<u>資本等の金額</u>に100分の0.2を乗じて得た金額</p> <p>ウ・エ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>(県たばこ税の税率)</p> <p>第20条の3 県たばこ税の税率は、1,000本につき<u>793円</u>とする。</p> <p>(自動車税の徴収の方法)</p> <p>第47条 自動車税の徴収は、普通徴収の方法による。</p> <p>2 道路運送車両法第7条又は第13条の規定による登録の申請があつた自動車(法第150条第4項本文の規定に該当するものを除く。)</p> <p>について法第150条第1項の規定により課する自動車税の徴収については、同項の賦課期日後翌年2月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、前項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法による。</p> <p>3 省略</p> <p>(軽油引取税の特別徴収義務者の登録申請等)</p> <p>第72条 第60条の5第1項の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者として指定された者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した登録申請書を、第1号の場合には<u>営業開始の日</u>の5日前までに、第2号の場合には特別徴収義務者として指定された日の5日後までに、第3号の場合には軽油の納入の日の属する月の翌月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、既に特別徴収義務者としての登録がなされている場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 事務所又は事業所の<u>営業</u>を開始しようとする場合</p> <p>ア～ウ 省略</p> <p>エ 事務所又は事業所の<u>営業開始年月日</u></p> <p>オ 省略</p> <p>(2) 事務所又は事業所の<u>営業</u>を開始した後において特別徴収義務者</p>

新	旧
<p>として指定された場合 ア～オ 省略 (3) 省略 2 省略 (免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合における承認申請) 第78条 省略 (1)～(4) 省略 (5) 第3号に掲げる軽油の引渡を行つた軽油の販売業者の事務所又は事業所の所在地及び氏名又は名称 (6) 省略 2 省略 附 則 (個人の県民税の税額控除の特例) 第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (1)～(3) 省略 2 省略 (個人の県民税の配当控除) 第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する剰余金の配当(以下この条において「剰余金の配当」という。))、同項に規定する利益の配当(以下この条において「利益の配当」という。))、同項に規定する剰余金の分配(以下この条において「剰余金の分配」</p>	<p>として指定された場合 ア～オ 省略 (3) 省略 2 省略 (免税軽油以外の軽油を免税用途に供した場合における承認申請) 第78条 省略 (1)～(4) 省略 (5) 第3号に掲げる軽油の引渡を行つた軽油の販売業者の営業所_____所在地及び氏名又は名称 (6) 省略 2 省略 附 則 (個人の県民税の税額控除の特例) 第5条 当分の間、35万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に35万円を加算した金額)が、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第2号に掲げる額を同号に掲げる額と第3号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。 (1)～(3) 省略 2 省略 (個人の県民税の配当控除) 第7条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(法附則第5条第1項に規定する利益の配当(以下この条において「利益の配当」という。))、剰余金の分配</p>

新	旧
<p>という。)、同項に規定する証券投資信託(以下この条において「証券投資信託」という。)若しくは同項に規定する特定投資信託(以下この条において「特定投資信託」という。)の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託(以下この条において「特定株式投資信託」という。)又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.8(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.4)に相当する金額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税)</p> <p>第18条 前条に規定する税率の適用がある法人等のうち、<u>資本金の額若しくは出資金の額</u>が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第</p>	<p>_____、同項に規定する証券投資信託(以下この条において「証券投資信託」という。)若しくは同項に規定する特定投資信託(以下この条において「特定投資信託」という。)の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。)又は法附則第5条第1項に規定する特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(内国法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、当該納税義務者の第13条及び第14条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>(1) <u>利益の配当</u>_____、剰余金の分配、法附則第5条第1項第1号に規定する特定株式投資信託(以下この条において「特定株式投資信託」という。)又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.8(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該<u>利益の配当</u>_____、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額)については、100分の0.4)に相当する金額</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(中小法人等に対する県民税の法人税割の不均一課税)</p> <p>第18条 前条に規定する税率の適用がある法人等のうち、<u>資本の金額若しくは出資金額</u>が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は第</p>

新	旧
<p>12条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分若しくは各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。</p>	<p>12条第2項において法人とみなされるものであつて、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分若しくは各計算期間分又は各連結事業年度分の法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて計算して得た額に相当する額を控除した金額とする。</p>
<p>2 前項の規定を適用する場合において、<u>資本金の額若しくは出資金の額</u>が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる法人にあつては法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第1号の3に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつては同号に掲げる日の現況によるものとする。</p>	<p>2 前項の規定を適用する場合において、<u>資本の金額若しくは出資金額</u>が1億円以下のものであるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、法第52条第2項第1号に掲げる法人にあつては法第53条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第1号の3に掲げる法人にあつては法第53条第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日、法第52条第2項第2号に掲げる法人にあつては同号に掲げる日の現況によるものとする。</p>
<p>3～6 省略</p>	<p>3～6 省略</p>
<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p>	<p>(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)</p>
<p>第19条の4 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p>	<p>第19条の4 住宅金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第19条第2項ただし書又は同条第3項本文の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「6月」とあるのは、「1年」とする。</p>
<p>(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p>	<p>(不動産取得税の税率の特例)</p>
<p>第20条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>	<p>第20条 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に不動産の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第19条の2の規定にかかわらず、100分の3とする。</p>

新	旧
<p>(不動産取得税の徴収猶予等)</p> <p>第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の3第3項の規定は、法附則第11条の4第3項に規定する土地の取得、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得並びに同条第5項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の9第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の9第1項又は附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項」と、第19条の7中「第73条の27の6第2項」とあるのは「第73条の27の6第2項並びに附則第11条の4第2項、第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(県たばこ税の税率の特例)</p> <p>第22条 平成18年7月1日以後に第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,074円とする。</p> <p>2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき511円とする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの(次項及</p>	<p>(不動産取得税の徴収猶予等)</p> <p>第21条 第19条の6、第19条の7及び第67条の2第3項の規定は、法附則第11条の4第3項に規定する土地の取得、法附則第11条の4第1項に規定する施設の取得並びに同条第5項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る県の徴収金の充当について準用する。この場合において、第19条の6中「又は第73条の27の9第1項」とあるのは「若しくは第73条の27の9第1項又は附則第11条の4第1項、第3項若しくは第5項」と、第19条の7中「第73条の27の6第2項」とあるのは「第73条の27の6第2項並びに附則第11条の4第2項、第4項及び第6項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(県たばこ税の税率の特例)</p> <p>第22条 平成15年7月1日以後に第20条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき969円とする。</p> <p>2 平成15年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時ににおける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る県たばこ税の税率は、第20条の3及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき461円とする。</p> <p>(自動車税の税率の特例)</p> <p>第23条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同省令で定めるもの(次項及</p>

新	旧
<p>び第3項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の<u>年度分</u>の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) <u>ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車</u>で平成7年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条において「<u>新車新規登録</u>」という。)を受けたもの <u>新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度</u></p> <p>(2) <u>軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車</u>で平成9年3月31日までに新車新規登録を受けたもの <u>新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度</u></p> <p>省略</p>	<p>び第3項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗合用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の<u>各年度分</u>の自動車税に係る第43条第1項及び第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>(1) <u>平成3年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成元年3月31日)までに初めて道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録(以下この条において「<u>新車新規登録</u>」という。)を受けた自動車</u> <u>平成14年度</u></p> <p>(2) <u>平成4年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成2年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)</u> <u>平成15年度</u></p> <p>(3) <u>平成5年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成3年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前2号の規定の適用を受ける自動車を除く。)</u> <u>平成16年度</u></p> <p>(4) <u>平成6年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成4年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前3号の規定の適用を受ける自動車を除く。)</u> <u>平成17年度</u></p> <p>(5) <u>平成7年3月31日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成5年3月31日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除く。)</u> <u>平成18年度</u></p> <p>省略</p>
<p>2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以</p>	<p>2 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第1項に規定する自動車で同法第20条第1号に規定するエネ</p>

新	旧
<p>下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同省令で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>ルギー消費効率(次項において「エネルギー消費効率」という。)に係る政令で定める基準に適合するもの(次項から第6項までにおいて「低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が地方税法施行規則で定める許容限度(次項、第4項及び第6項において「窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車と同省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成16年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>
<p>省略</p>	<p>省略</p>
<p>3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち 窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度 _____ の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの _____ に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>3 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして令で定めるもの(第5項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして地方税法施行規則で定める許容限度(第5項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えない自動車と同省令 _____ で定めるもの及び電気自動車等に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>

新	旧		
<p>4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="161 639 1086 683"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略	<p>4 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で地方税法施行規則で定めるものに対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1151 639 2076 683"> <tr> <td>省略</td> </tr> </table>	省略
省略			
省略			
<p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>	<p>5 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えない自動車 _____で地方税法施行規則で定めるもの（第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。）及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えない自動車 _____で同省令で定めるもの（同項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		
	<p>6 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の4分の3を超えない自動車（第2項又は第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）で地方税法施行規則で定めるものに対する第</p>		

新	旧		
	<p>43条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成14年度分及び平成15年度分の自動車税に限り、当該自動車平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成15年度分及び平成16年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。</p>		
	第43条第1項第1号の表営業	7,500円	7,000円
	表営業用の項	8,500円	7,500円
		9,500円	8,500円
		13,800円	12,500円
		15,700円	14,000円
		17,900円	16,000円
		20,500円	18,000円
		23,600円	21,000円
		27,200円	24,000円
		40,700円	35,500円
	第43条第1項第1号の表自家	29,500円	26,000円
	用の項	34,500円	30,500円
		39,500円	34,500円
		45,000円	39,500円
		51,000円	44,500円
		58,000円	50,500円
		66,500円	58,000円
		76,500円	67,000円
		88,000円	77,000円
		111,000円	97,000円

新	旧		
	第43条第1項第2号の表営業	6,500円	6,000円
	用の項	9,000円	8,000円
		12,000円	10,500円
		15,000円	13,500円
		18,500円	16,500円
		22,000円	19,500円
		25,500円	22,500円
		29,500円	26,000円
		4,700円	4,100円
	第43条第1項第2号の表営業	15,100円	13,500円
	用けん引自動車の項	7,500円	7,000円
	第43条第1項第2号の表自家	8,000円	7,000円
	用の項	11,500円	10,500円
		16,000円	14,000円
		20,500円	18,000円
		25,500円	22,500円
		30,000円	26,500円
		35,000円	30,500円
		40,500円	35,500円
		6,300円	5,500円
	第43条第1項第2号の表自家	20,600円	18,000円
	用けん引自動車の項	10,200円	9,000円
	第43条第1項第3号の表営業	12,000円	10,500円
用一般乗合用の項	14,500円	13,000円	
	17,500円	15,500円	
	20,000円	17,500円	

新	旧		
		22,500円	20,000円
		25,500円	22,500円
		29,000円	25,500円
	第43条第1項第3号の表営業	26,500円	23,500円
	用その他の項	32,000円	28,000円
		38,000円	33,500円
		44,000円	38,500円
		50,500円	44,000円
		57,000円	50,000円
		64,000円	56,000円
	第43条第1項第3号の表自家	33,000円	29,000円
	用の項	41,000円	36,000円
		49,000円	43,000円
		57,000円	50,000円
		65,500円	57,000円
		74,000円	64,500円
		83,000円	72,500円
	第43条第1項第4号の表	4,500円	4,000円
		6,000円	5,500円
	第43条第1項第5号の表キャ	23,600円	21,000円
	ンピング車の項	27,600円	24,500円
		31,600円	27,500円
		36,000円	31,500円
		40,800円	35,500円
		46,400円	40,500円
		53,200円	46,500円
		61,200円	53,500円

新	旧		
		70,400円	61,500円
		88,800円	77,500円
	第43条第1項第5号の表宣伝	20,600円	18,000円
	伝車の項	7,600円	7,000円
	第43条第1項第5号の表靈き	11,000円	10,000円
	ゆう車の項	4,200円	4,000円
	第43条第1項第5号の表その	9,700円	8,500円
	他の項	13,200円	11,500円
	第43条第2項の表営業用の項	3,700円	3,000円
		4,700円	4,000円
		6,300円	5,500円
	第43条第2項の表自家用の項	5,200円	4,500円
	6,300円	5,500円	
	8,000円	7,000円	

新	旧
<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 前条第1項に規定する電気自動車等</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で地方税法施行規則で定めるもの(以下この項において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、前条第2項に規定するエネルギー消費効率が同項に規定する基準エネルギー消費効率以上のもので同省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべ</p>	<p>(自動車取得税の税率の特例)</p> <p>第24条 省略</p> <p>2 電気を動力源とする自動車で地方税法施行規則で定めるものの取得、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同省令で定めるものの取得又は専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車若しくはメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で、同省令で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成11年4月1日から平成19年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。</p> <p>3 省略</p> <p>4 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合する自動車バス、トラックその他の地方税法施行規則で定めるものの取得(前2項又は法附則第32条第6項若しくは第7項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に行われたときに限り、第59条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から100分の1を控除した率とする。</p>

新	旧
<p>き同条又は第1項に定める率から100分の1(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の10分の9を超えない重量車基準適合車で同省令で定めるものにあつては、100分の2)を控除した率とする。</p>	

愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例(昭和62年3月13日条例第5号)の一部改正 附則第16項に係る部分

新	旧
<p>附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に第3条に規定する_____土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>

愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例(平成14年10月18日条例第47号)の一部改正 附則第19項に係る部分

新	旧
<p>附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に第3条に規定する_____土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>	<p>附 則 (不動産取得税の不均一課税の特例) 2 平成15年4月1日から平成18年3月31日までの間に第3条に規定する家屋及びその敷地である土地の取得が行われた場合における同条の規定の適用については、同条中「第19条の2」とあるのは「第19条の2及び附則第20条」と、「100分の0.4」とあるのは「100分の0.3」とする。</p>